

○JNTO ロゴの使用承認に関する取扱要領

(平成 18 年 5 月 17 日 J N T O 管理第 80 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日 JNTO 管理第 505 号

(平成 20 年 4 月 1 日から施行)

平成 21 年 12 月 22 日 JNTO 企画第 195 号

(平成 22 年 1 月 1 日から施行)

1. 目的：

官公庁、民間団体等外部の者が主催する会議、見本市、博覧会、セミナーその他の行事や出版物の刊行、映画等の製作、良質な訪日ツアーの造成、販売等（以下「行事等」という）における J N T O ロゴ（シンボルマークを含む。以下同じ）の使用承認については、この要領の定めるところによる。

2. J N T O ロゴ使用の承認基準

J N T O ロゴの使用は、以下（1）及び（2）の基準に該当する場合は承認するものとする。

（1）その内容が次のいずれかの項目に掲げるものに寄与すると認められるもの

- ① ビジット・ジャパン・キャンペーン推進又は啓発
- ② 日本への外国人旅行の促進、普及又は啓発
- ③ 日本と他国との国際観光交流の促進、普及又は啓発
- ④ 日本における国際コンベンションの誘致・開催支援、普及又は啓発

（2）J N T O ロゴの使用承認を求める者が、次の項目に掲げる者のいずれかであること

- ① 国の行政機関
- ② 地方公共団体
- ③ 外国政府又は政府観光局
- ④ 賛助団体、会員及び国際会議観光都市
- ⑤ 特殊法人、独立行政法人、公益法人（宗教団体を除く）又はこれに準ずる団体
- ⑥ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、映画会社等の報道事業を営む会社、団体
- ⑦ 良質な訪日ツアーを造成、販売する国内外の旅行会社等
- ⑧ その他、上記の団体に準ずると認められる者（個人を含む）

3. J N T O ロゴの使用承認に関する申請について

行事等において JNTO ロゴの使用を希望する者は、別添の申請書により申請するもの

とする。なお、同一の行事等において機構の後援名義の使用の許可の申請を行う者にあつては、両者を同時に申請できることとする。

4. J N T O ロゴの使用方法等の取扱いについて

J N T O ロゴの使用承認に関しては、以下を厳守させるものとする。

- ① 申請のあつた行事等や使用目的以外には使用しないこと
- ② 「グラフィック基準マニュアル」を守り、J N T O ロゴを改変しないこと
- ③ J N T O ロゴを他人に貸与、販売等を行わないこと
- ④ J N T O ロゴを掲載した成果物（2部）を遅滞なく提出すること

5. J N T O ロゴの使用の承認手続について

（本部）

J N T O ロゴの使用の承認に関する申請を受けた所管部（注）は、総務部を合議先として、理事長までの承認を得ることとする。

（海外）

担当地域で実施される行事等においてJ N T O ロゴの使用の承認に関する申請を受けた海外事務所長が承認することとする。

行事等の内容が「訪日ツアー造成・販売促進事業実施要領」に含まれるものである場合は、同要領第4条及び第5条に定める要件を満たすものであること。

（注）所管部とは、J N T O ロゴの使用の対象となる行事等が所掌事務に含まれる部をいう。

6. 承認の取り消し

機構は、次の各項目のいずれかに該当する場合は、J N T O ロゴの使用を取り消すものとする。

- （1）行事等の内容が申請と著しく異なるとき
- （2）機構の「グラフィック基準マニュアル」に従わなかったとき
- （3）使用者が独立行政法人国際観光振興機構の名誉或いは信用を傷つける行為を行ったとき

以上